

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和7年9月24日

刈谷市監査委員 渡 部 亨

刈谷市監査委員 伊 藤 愛 恵

公の施設の指定管理者監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

指定管理者 特別非営利活動法人まちづくりかりや
公の施設 刈谷駅北地区地域交流施設
令和7年9月8日（月）

2 監査の対象事項及び範囲

令和6年度指定管理業務の経理状況、施設の管理状況

3 監査の着眼点及び方法

令和7年度監査等の計画の主な着眼点に基づき、事前に審査資料の提出を受け所管課より事務概要等の説明を求めるとともに、関係諸帳簿、証拠書類などの照合、点検及び担当職員への照会等による審査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に行われているとおおむね認められた。